

大阪商業大学学術情報リポジトリ

「上下一統永続亀鑑改正基本帳」について

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/439

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



「上下一統永続亀鑑改正基本帳」について

小田 忠

この文書は、和泉町の鴻池新十郎家の老分である鴻池屋幸四郎が、簿制改革に取り組み、天保十四年卯八月にまとめあげた。

商家では他見を嫌って表紙を剥いたり、古帳はバラシ反古紙にして活用していた。そのため帳面の形で残っているものは極めて稀である。とりわけ両替屋の帳簿が残らない理由として、両替屋の帳簿は部外秘で、各家は独立しており、他家を参考にしたくても入り込めなかったのが実情である。

別家衆が独立して新たな簿制を構築する時、主家の簿制を参考にした事は言を待たない。よりよい簿制を作るために代表的な家が集まって話し合いをすることなどあり得ないのも実情である。また、表紙を剥いだ帳簿が多いのは内容を見せないためである。

江頭恒治氏や小倉栄一郎氏が、豊富な史料を駆使され、優れた研究成果（『中井家の研究』、『江州中井家帳合の法』）をあげられたことは、日本の簿制研究に大きな足跡を残したと思っている。

それでは「上下一統永続亀鑑改正基本帳」の内容を見ることにする。

年々新調

『大福帳』 並程村九枚重五袋、四十五枚

紙数、天地一尺二分、巾七寸三分、紫革紐付、長一尺巾九分、五袋六十五枚

大福帳は帳簿の中で中心になるもので、「地域と社会」の前号においても触れたから、ここでは詳しく書かない。紙は奉書紙、紫革紐付で他見無用の言葉通り、帳面をくくれるようになっていた。

ヒビロは四口あり「諸方預け銀」「利入」「預り銀」「諸払」を分けると貸借対照表・損益計算書としても活用できる。ただしヒビロが五口で資本金が含まれている大福帳もある。資本金がないものは、前期資産と後期資産の差額を求めれば簡単に計算できる。

「諸方預け銀」は、大名貸しを中心に行っているが、郷貸しや町人の貸付、昵懇者・商売上の交際者の貸付もある。

「利入」は文字通り「諸方預け銀」に対する利息を意味している。大名貸しの利息については、さまざまに両替商との話し合いにより、利息が遅延した挙句年賦になっていくケースもよくみられる。

「預り銀」は、両替商にとって重要な項目で、多くの人たちの預銀を集めて、これを資本として貸付ける。両替商に預銀する立場からいえば、利息はつかないが安全性の面からこぞって預けた。

一般の人が預銀した帳面は、大福帳の「預り銀」ではなく「萬当座留帳」に記載されていた。この帳面については後述する。大福帳の「預り銀」に預ける預け主は、和泉町の鴻池店の人たちである。主人・奥様や番頭・手代達が金を預けている。ここでも商売上で交際している三井元之助、飛脚屋の江戸屋平右衛門、菩提寺の頭孝庵、親戚筋からも預かっている。

「諸払」は道具代・世帯費用、預り銀の利息などが含まれている。世帯費用は店とは関係のない費用だが、この時代に明確に区分されてはいなかった。後々でてくる諸帳面も総て店と密接に関係している営業用の帳面ばかりではない。非営業用の帳面も散見できる。

紙限用之 三十七枚之処

『萬金銀入帳』 清帳長綴、六十枚、長一尺四寸八分巾五寸

右年々新調止メ北取引別帳二分ル凡三ヶ年之積りを以

紙相増行法改十行但挿様次第是二不拘候

店に入金された相手先・金額・入金の理由などが書かれ、これらの事項が多くなり、紙を増加させた。北取引とは、鴻池本家のことで、鴻池善右衛門家を指している。新たに『鴻池善右衛門殿取引帳』を作成した。和泉町は、鴻池善右衛門家の分家にあたることから、鴻池善右衛門家との取引内容を一目瞭然にすること

別帳にしたと考える。

紙限用之 三十五枚之処

『萬金銀渡帳』 清帳長綴、六十枚、長一尺四寸八分巾五寸

紙相増行法改十一行但挿様次第是二不拘候

『萬金銀入帳』の入金高が増加した為、紙を増やしたが、同じく出金も増えたので同様に増加させた。鴻池善右衛門方の別家番頭だった鴻池屋茂四郎の帳簿では、『萬金銀入帳』『萬金銀渡帳』を合わせて出入帳としている。小さな店だから入帳出帳と別々にする必要がないためである。鴻池屋茂四郎の帳簿から類推すると、三井や大丸からは呉服を購入し、伊豆蔵では人形を買い、虎屋では饅頭切手や羊羹を買ったのではないだろうか。

紙限用之 五十枚之処

『萬当座留帳』 清帳長綴、七十枚、長一尺四寸八分巾五寸

紙相増家賃取止メ行法改七行但挿様次第是二不拘候

内五十枚、取、二十枚、貸

一般的な見解として、商人に限らず金（銀）を保有する者は、安全のために両替商に預銀したとある。ここに預ける金に対して利息が発生しないことになっている。この帳面は現在の当座預金と同様で、預銀者は自己宛の振手形をきり、持参すれば預銀を引き出せる。それでは金を持っていく者の投資はどのようになされていたのか、大阪では自己の家の後背地に家作を建てて貸家にしたたり、家質をとったり、預け銀として調査した有力な商店に金を預ける。

この方法は高金利のためよく利用された。欠点はリスクが高いことである。元禄の頃は、始め少し金を預けて様子を窺い、次年度はまとまった金を預けて更に様子をみる。三年目になり、これで大丈夫と判断したら大きな金を預けた。

家賃の取引記載を止めた。家賃の楮面を新たに作成したからである。

大阪商業大学商業史博物館の史料叢書、二〇〇四年三月発行の『鴻池屋Ⅰ』の解題、鴻池新十郎家「萬日記」について。ここに預り金のことに触れた。その一文を抜粋する。

当時の両替商の預り金は、子飼いの番頭・手代・自分・妻・分家・別家や一部の両替商及び知人などに限定され、それ以外は存在せず、預り金は金利がつくから、誰でも預かった場合は少ない。

・印を付した文言は正確ではないので訂正する。両替商は、大福帳に改めたい。大福帳の預り金は利息が付くが、『萬当座留帳』は、一般の人から金を預かるが利息は付かない。

従って両替商といえは、預かっているのは一つの帳面で管理しているのではない。「預り金」ないし「預り銀」は、『大福帳』もあるし、『萬当座留帳』でもある。

紙限用之

『鴻池善右衛門殿取引帳』 清帳長綴、三十五枚、長一尺四寸八分
巾五寸

右新祝凡五、六ヶ年用之積り綴方左之通

和泉町の鴻池新十郎は、善右衛門家の分家であり、日常的に緊

密な取引が行われていた。

帳面から計算すると年間に六、七枚を使う場合、月計算では、半ページほどだから、六行前後で済ますことから、月々のメ高を記載したと考える。

紙限用之

払帳六十枚之処

『金銀入渡帳』 清帳十枚重、五袋、メ五十枚、天地五寸、長七

寸七分、白革紐付、長一尺巾七分、認方は迄払帳奥之通り

右新規尤是迄払帳止め、已後諸帳ハ半紙払帳ニ而相済

掛屋敷家賃直ニ掛屋敷帳へ入、年中出目取止め

年々新調

『日記帳』

体裁は天地五寸長さ七寸七分、四百五十枚のところ、清帳二十四枚重で十五袋しめて三百六十枚、都合九十枚を節約したことになる。内容は多岐に渡っている。病氣見舞い、大名や両替仲間・分家別家などへの贈答、正月・節分・初午・ひなまつり・五月の節句・七夕・盆・重陽・冬至・大晦日などの年中行事、出産・婚姻・通夜・喪などの人生儀礼、蔵屋敷の武士との折衝、借金返済の話し合い、近隣で火事が発生した場合の対応、飛脚による東北・江戸の火事や米作の状況報告、菩提寺の顕孝庵や訴訟問題、町内の付き合い、重要な客を別荘に招いての接客、同じく物見遊山や料亭での交際などがある。新十郎家では「萬日記」と命名され、伴作や宇八が担当していた。

年々新調紙限り用之

『進物到来帳』

半紙反古百枚にして、紙がある限り使用することにする。清書は止めて十年間は、蔵に入れ余った紙は反古として使用しても問題はない。暑寒盆暮の到来は引続きこの帳面に記すが、次の事項は省略する。御分家定例御振分物、別宅式目被遣物、和泉町掛屋敷町々丁役人へ銀成の仕出し、法事賦ものは、法事帳へ簡単に記入する。別宅式目通り之到来と御法事盛物は法事帳に記入するが、到来記録については省くことになった。

紙限用之

『御屋鋪方進物到来抜留』

半紙百五十枚で真田紐が付いている。進物到来の内定例被下物は書状留御札に譲り、定例進物は別帳に譲り、臨時進物の到来は抜留にする。

紙限用之

『町方進物到来抜留』

半紙百枚で真田紐が付いている。進物到来帳の内臨時物は抜留に記入し、暑気寒気盆暮れなどの定例は記入しない。

永年相変り候可改

『年中定例音尺帳』

半紙百五十枚で真田紐が付いている。十二ヶ月々々御屋敷方町

方進物筋は銀成とも記録をするが、御屋敷の名前は記入しない。しかしこの帳面には、記入する。

年々新調

『萬払帳』

百五十枚のところ半紙百枚、長さ一尺一寸三分、巾三寸九分袋帳は止め、認め方は是までの通り節季払いもつきあげる。

紙限用之

『萬付込留帳』

新規に半紙百枚、是まで前払帳の奥に有つて、「取」と「貸」を別帳に仕分けして年々これを使用していたが、紛らわしく、年始に書き改めて三ヶ年の積もり、但し掛屋敷の「取」と「貸」は掛屋敷へ譲り、和泉町の取引は付込みで済ましている。

紙限用之

『掛屋鋪入渡帳』

これも新規で半紙二百枚にした。是まで続けてきた家賃勘定を止めて節季毎に袋へ「取」、留帳への「取」を止めた。

新規 『西屋敷』

家賃銀は毎暮に付替え、丁入用の内払いを止め、締め高を付ける。尿代もここへ取るべし、そのほか総てここで勘定する。

新規 『新西』

『西屋敷』と同様で、家賃銀は毎暮に付替え、丁入用の内払いを止め、締め高を付ける。尿代もここへ取るべし、そのほか総てここで勘定をする。

新規 『住吉屋町』

家賃方より受け取りここで取るべし、丁入用の家守料も付ける。丁入用の書付を別に除き置く、勘定は止める。紙袋を拵て掛屋敷一件毎に一緒にして除いておく。その他は前屋敷の通り。

新規 『立売堀』

『住吉屋町』と同じやり方で、家賃方より受け取りここで取るべし、丁入用の家守料も付ける。丁入用の書付を別に除き置く、勘定は止める。紙袋を拵て掛屋敷一件毎に一緒にして除いておく、その他は前屋敷の通り。

『松屋町孫八名前伴作名前』 是までの通り、同断。

付込、是迄の払帳の奥にあったが、諸掛屋の取替入渡はここで勘定すべし。

別宅家賃については、従前通り「取」、時節が変化しても和泉町や外町の家賃は十二月に取べし。年中「取」になっている場合は、袋へ「取」を入れて、奥勘定に入れる。「貸」はそのまましておく。

『家賃銀入帳』二冊は止め。

紙限用之

『目録帳』

百枚の処、半紙は反古で六十枚になった。是迄の通り締め高より丁入用を差し引いた訳は不明だが、家賃は家賃方に出す。

家賃方より仕出し 壹貫目 住吉屋丁

壹貫目 京町堀

ノ式貫目

内百目 住吉や町入用

百目 京町堀同断

ノ式百目

残而壹貫八百目

帳外因記

『掛屋敷絵図』

念入りに取調べておく。別宅中拝借の家賃をまとめ、絵図の余紙に記し、夫々へ「貸」にする。一屋敷にて数口の家賃がある場合は「取」にする。このほか家賃が滞れば、念入りに督促し、時々家守にも掛け合いのため出張すべし。

『拝借御用払帳』

半紙五十枚之処止めた。付込へ付替えになる。

『山崎屋長七郎取引帳』

半紙五十枚之処止めた。別宅衆江ヒビロ取べし。

紙限用之

『金銀引替御用方入用帳』

半紙五十枚で、御用中之儀は是迄の通り。

紙限用

『自分差引帳』

紙はある限り使用する。半紙五十枚。

紙限用

『受亨様小遣帳』 半紙五十枚

鴻池新十郎家、天保十一年の「大福帳」の諸払に銀二貫目とある。ついでながら主人は銀六貫目を受取っている。天保十四年の「上下一統永統亀鑑改正基本帳」には、小遣料銀一貫目道具料五百目で減っている。しかし、主人の小遣料は、銀十貫目、道具料が銀六貫目と増加している。

紙限用

『部屋小遣帳』

半紙五十枚

紙限用

『鴻池三郎右衛門殿入渡帳』

半紙五十枚

紙限用

『鴻池五七郎殿入渡帳』

半紙五十枚

〔鴻池善七殿取引通帳〕なる鴻池本があり、元禄八年十月の墨書があり、法量は十六センチ×四十九センチの横の冊子本。紙員は九張。内容については鴻池善七代同新七が諸方預け銀の元利請渡の通である。善七每件決済の追認書とあるから、『鴻池三郎右衛門殿入渡帳』『鴻池五七郎殿入渡帳』の両帳簿も鴻池善七殿取引通帳と似ていると類推している。

『鴻池新九郎殿跡入用帳』

半紙五十枚のところ止め。内払帳へ付替え。

回向料・年中花代、顕孝庵祠堂銀利 内預り相成利足内払 右之外 已後内入用内払へ付替ス

紙限用

『新田入渡帳』

半紙五十枚のところ止め。内払帳へ付替え。

紙限用

『普請入用帳』

半紙百五十枚、以後年々十二月に算用すべし。

『和泉町掛屋鋪普請入用之控』従安政二乙卯年二月同年至七月成就した田中氏所有の文書だが、田中氏の先祖は鴻池善右衛門の

別家番頭で鴻池茂四郎といった。

この帳面の内容は、借家入用・高・坪渡入用・土蔵入用・溝入用・地面入用・井戸入用・板塀入用と普請場所が明記されている。用水入用に、銀二十六匁一分七厘の費用がかかり、場所は、和泉町通用水二箇所置居手間并漆喰代共。

雪隠廻りの入用では、雪隠の三箇所と芥場も同時に直し、銀四百匁八厘の費用がかかった。また、和泉町の通りの板垣を普請して、銀百十五匁もかかった場合があった。祝儀心付けには、百三十八匁六分八厘もあり、予想外に多い。

半紙五十枚

紙限用

『頭孝庵取引帳』

半紙五十枚

紙限用

『鴻池重次郎殿取引帳』

半紙五十枚

紙限用

『商用取引帳』

半紙百枚

紙限用

『尾州御米代銀取引帳』

半紙百枚

紙限用

『組合割帳』

半紙百枚

紙限用

『御屋敷勤諸払帳』

半紙百五十枚

紙限用

『諸屋敷講掛銀入渡帳』

当座帳に記入したものと見合わせる。

『鴻庄取引帳』

白紙百枚のところ止め。

通江此方より記遣彼方押切為致両全相済候

紙限用

『永賦講差引帳』

年々新調

『銀日新』

当座払いの仮留め、宇田清帳有り合わせ、反古百枚、但し反古の都合により袋帳でも使用すべきである。

年々新調

新規 『錢日新』

反古百枚、金銀日新の通り、銀錢日新二冊算用書、別紙に認め、年々除くが、以後は帳面に直に現す。

『錢出入日記』

半紙百枚のところ、止め。

『錢日新』

反古百枚のところ、止め。

『銀日新改帳』

反古のところ、止め。右三冊前題之振二付不及

『節季取替帳』

反古百枚のところ、止め。節季毎に銀払いしていたのを一節季限りとする。いつでも反古に記入する。

『臨時祝用魚諸用等之帳』

当時から使用してきた分はそのまま使い、以後は白紙反古などを用いる。

年々新調

『別宅取引帳』

白紙百枚の処半紙百三十枚、同断。

年々新調

『月々証文出張二冊』

白五十枚のところ、半紙反古二十枚宛。

年々新調

『札請帳』

半紙五十枚で暑気寒気来人などは、以後この帳面に記入する。

新調年々

『受取手形控』

本綴りで半紙百十枚、手形取引がいかにか盛んであるかを示している。

新調年々

『様徳差引帳』

半紙反古五十枚

新調年々

『日新貸之控』

半紙反古五十枚

紙限用之

『万歳帳』

宇田七十五枚の処、半紙百枚、別宅に申しつけて弘める努力をしている。式目の通り祝を記入する。

『別宅祝儀控』

清帳四十五枚の処を止めた。別家が独立して自店を持った時や結婚・子供の出産などの控え。

永代用之

新規 『万歳式目帳 御』

永代使用することにし、十枚三袋、清帳三十枚、革紐付。改革したので、記録をしていく。当分の間内蔵へなおしておく。

紙限用之

『寺社寄附帳』

宇田七十五枚の処、半紙百枚。大阪の座間神社・天満宮・住吉大社・生魂国神社などの夏祭りや祭神の時にお金や御神酒を寄附した帳面。

紙限用之

『法事帳』

清帳六十枚の処、半紙百枚。法事一件を是までの通り記入し、賦物の軒数も進物帳へ記入し

てきた。来る分は、廻状書状留へ記入し、これ以後来る分は、外帳へ記入するに及ばない。この帳面の締め高を払帳へ書き上げる。

紙限用之

『屋敷方用證帳』

半紙本綴之処、十二枚五袋、宇田清張反古六十枚。三冊ぐらいは用意して拵置べし。

紙限用之

『垣崎書状留』

在り来たりのまま使用する。

紙限用之

『尾州書状留』

宇田反古百枚。尾州家は新十郎家にとつても重要な取引先の一つである。認め方の改革は次の通り。

○御勘定奉行諸講祝書其外共 垣崎が記入し、其の訳のみ記す。

文言は及ばず。

○臨時祝書 是迄の通り書くが、細かく詰めて書く。

○年始暑寒御名前記二不及御名前前調帳 五カ年分宛除き置く。

○垣崎暑寒其外被下物候礼等都而年中 仕出しが変わらず差し出せばその訳記録にかかずにおく、もし、変わればその訳を記入する。

紙限用之

『因州秋田弘前岸和田書状留』

百枚の処宇田反古百枚宛。これらの大名も関係が深い。認め方改革をしめす。

○年始暑寒前頭同断不及

○御役人祝書同断不及

○御通行被下御礼同断不及

○垣崎被下物御礼同断不及

紙限用之

『宇和島長府若州越前書状留』

白紙の処 宇田反古五十枚宛。認め方前頭同断差引増。

〔長府・越州・戸田様・久世様・若州・宇和嶋・諸方の手紙文〕

が和泉町の文書にあり、字はお家流できちんと書かれている。

長府宛の内容は下記の通り。

年始御祝詞書状 御披露様 御家老中様 御側御用人中・御用人中様

每例之通御国之素麵被下置候御礼状

每例之通御国之蜜柑被下置候御礼状

每例之通歳暮御祝儀被下置候御礼状

就御通行御着座之節御目見被下物等之御礼書

大体これに準じている。

紙限用之

『諸方書状留』

白紙の処、宇田反古百枚宛。認め方は前頭同断だが、関宿の御

役人は少人数で名前が抜けていても、是までの通り留め置くだけでよい。この書状留の一文言長短に係わらず半枚で認めてきたが、近年は少し長文で一枚折返しに記し、格別文字が荒く見える場合は、前頭の通り、省略については、余程紙量や墨を消費しない限り、如何様にも細かく記す。

半枚に数文認める場合は、御役人御役柄は名前の願書に記し、紙数少なく、調やすいように記し、数年間帳面を使用する。

紙限用之

『医薬帳』

半紙反古百枚古表

紙限用之

『調物帳』

半紙反古三百枚古表

紙限用之

『献立帳』

半紙反古百枚古表

紙限用之

『小遣帳』

半紙反古百枚古表

紙限用之

『飯米帳』

半紙反古百枚古表

紙限用之

『米改帳』

半紙百枚。小口大豆糯米記録におよばず、留め置き勝手にすればよい。薪炭も同様の心得でよい。

ヒビロ 買入勘定 蔵米新田米都而廻し減是迄之通猶々、念入二

氣を付へし

遣用

是迄之通り餅米ハ省ク

ヒビロ 踏上改 是迄蔵入之通り踏上ケ之石教改買入勘定之場へ

ヒビロ 櫃改 是迄櫃入之通り

右之外蔵入蔵出省ク年々正月店へ出し改寄候事

『米大豆覚帳』

清帳の処 止め、前頭米改帳にて済ます。

新規 『買物見競帳』

半紙反古百枚。米改帳の奥に是まで記した油炭薪など台所役が勝手に控えていた。大豆・米も記し、香之物・塩などは年々見比べて値段など取締るため。

『御用金御掛屋御米代入渡帳』

宇田の処、省く。御掛屋廻り来候共控二不及、三十三年割渡之向々手形振出し鴻庄取引押切之為二近年用來候へ共是以已後控二不及

『秋田御蔵入渡帳』

清帳の処省き反古を使用、当時不用に付き、入用の節には、宇田反古紙帳でも、半紙でも拵るべし。

『尾州御年賦割渡帳』

半紙百枚の所、省く。

再び仰せ付けられたが、その節に反古帳の拵なし。御用金割渡同様の振御判物帳面勘定相立候は子用故反古にてしかるべき。

『因州御屋敷御預銀入渡帳』

半紙五十枚、当時は已然の運賃銀之節之古帳を使用する。

紙限用之

『加入算用帳』

半紙百枚

紙限用之

『印形帳』

白紙之処、十五枚三袋、宇田反古四十五枚、革紐付。

『店受取帳』

清帳十六枚紙、三袋革紐付、当時在り来たりの證があれば、商用方にある分で済ませなさい。

紙限用

『貨物帳』

半紙反古五十枚古表

紙限用

『店調物帳』

半紙反古百枚古表

紙限用

『錢払帳』

半紙反古百枚古表

紙限用

『米相庭帳』

半紙反古百枚古表

自店と関係の深い蔵屋敷の米や上米・中米・下米などと米質により、ランクがあり筑前米・廣島米・中国米などの相場を記録している。所謂世に漉きなおした和紙に米の相場・油の相場などが印刷された一紙ものが出ています。そこにも領国の主な米相場が書かれています。

紙限用

『勤番帳』

半紙反古百枚古表

『金銀相庭帳』

商用方近々兼帯で済みます。金相場会所は、北浜一丁目であり、午前に金相場が開かれ、午後から銭相場が開かれる。日々の相場を記録する。大阪では、金一両につき銀何ほどと唱える慣例がある。

紙限用之

『渡帳』

清帳二十枚、是まで届け物の受取帳なり。

紙限用之

『垣崎書状控并諸用留』

在り来たりのまま二冊。

紙限用之

『御触書之控』

半紙之処、十五枚七袋、宇田清帳反古百五枚。念入りに留め置く、但し、盗賊・御褒美それから毎年被仰渡は省略して控え置く。当役見習いより彦国様に不用の儀は省き、忠孝の御褒美は留め置く。

毎年儀礼的な文言である。火の用心や衣服が派手にならないように、人助けの御褒美などは簡略にする。忠孝の御褒美について

は記録し、廃れたとはいえ、儒教の精神が商家では残っていた。

紙限用

『枝手形預り手形押切帳』

半紙百枚、枝手形や預り手形の金銀を渡した時、受取を証明する為に割印を受ける帳簿。

『印鑑帳』

在り来たりのまま。

印鑑帳の大きさは、二十八・五センチ×二十二・五センチで、用紙は単葉、書式は印影を貼り付けている。紙員十八張、墨付十一張外表見返し。内容については仙台蔵関係者枡平以下の印鑑簿である。

『別帳留』

宇田六十枚

『万留帳』

『別帳留』・『万留帳』とも在り来たりのまま使用しているが、紙に限りがある限り簡単に記入する。宇田七十五枚

紙限用之

『大福帳』 清帳百五枚のところ、十五枚七袋で宇田清帳の反古で百五枚、新古これを使用する。

紙限用之

『店加入帳』 十五枚七袋、清帳で百五枚、新古これを使用する。

当用付込払帳、清帳で六十枚、止め、留帳に記載されている。

紙限用之

『店貸帳』 十五枚五袋、清帳で七十五枚、新古これを使用する。

『当用付込払帳』 清帳六十枚之処止め、留帳二有之二付不及候

紙限用之

『節季払帳』 二百三十枚のところ、宇田清帳反古で百枚。

紙限用之

『分家名付銀算用帳』 宇田六十枚のところ、十枚三袋清帳 三十枚、ご両家分一緒にヒビロにて記入すべし。

紙限用之

『催合帳』

鴻池本家では、享保四年に催合銀を制度化し、丁稚が十九歳になつて手代になった時、一定銀高の配当をなし、奉公人の独立に備えた。鴻池新十郎家の『大福帳』の預り銀には、次のように書かれている。

亥十二月十七日

三十八貫八百目 無利

又三貫八百目 内五貫二百目 十二月十七日

店手代十九人催合銀

奥江付替ル
 諸払では次のようになっている。
 同日
 三貫八百目 子年分
 紙限用之

紙限用之
 『名附帳』
 鴻池本家の店則によると、享保八年の「覚」名付銀之儀幼年より召使候者行年式拾二三歳ニ罷成候節初而遣ス（後略）催合銀以前に名附銀の制度があり、名附銀には利足がつき、別家が自分家業行う時に元利ともに受取れる。鴻池新十郎家の『大福帳』の預り銀には、左記の通り。
 正月二十五日
 百九貫二百三十七匁五分七厘 子正月より年四朱 名附銀
 此利四貫三百六十九匁四分九厘 十二月十七日済
 諸払では次のようになっている。
 十二月十七日
 四貫三百六十九匁四分九厘 名附銀
 預り銀百九貫二百三十七匁五分七厘子正月より十二月迄一年分年四朱之利

紙限用之

紙限用之
 『算用帳』 十四枚重七袋、九十八枚、是迄、宇田のところ嘉永二年から清帳にする。

この帳面の枚数が少ないのは、算用帳の性格を考えるとよくわかる。算用帳が決算書にあたることから、期末の状態だけ指し示せばよいことになる。〔鴻池忠兵衛損益差引帳〕を概観すると、鴻池忠兵衛が毎年前年度に於ける利入、入用、差引、損益計算を行う。
 〔鴻池忠兵衛損益差引帳〕の一年度分を紹介する。

覚
 貸付有銀高
 一百二十六貫二百目
 内
 七十貫目 御本家様恩借銀
 壹貫七百七拾匁 御同所様御居寅十二月差引残り借り
 式百八拾九匁 留帳取り

残而
 五拾四貫百四十一匁
 一五拾三貫三百九十匁 寅正月元
 一九貫八拾一匁 寅年中利入
 六拾貳貫四百七拾壹匁
 内
 八貫三百三拾目 寅年中世帯入用
 残而
 五拾四貫百四十一匁 卯正月元
 卯正月十四日 鴻池忠兵衛

紙限用之
 『算用帳』 十四枚重七袋、九十八枚、是迄、宇田のところ嘉永二年から清帳にする。

この帳面の枚数が少ないのは、算用帳の性格を考えるとよくわかる。算用帳が決算書にあたることから、期末の状態だけ指し示せばよいことになる。〔鴻池忠兵衛損益差引帳〕を概観すると、鴻池忠兵衛が毎年前年度に於ける利入、入用、差引、損益計算を行う。
 〔鴻池忠兵衛損益差引帳〕の一年度分を紹介する。

覚
 貸付有銀高
 一百二十六貫二百目
 内
 七十貫目 御本家様恩借銀
 壹貫七百七拾匁 御同所様御居寅十二月差引残り借り
 式百八拾九匁 留帳取り

紙限用之

『新田大福帳』

『御本陣勤方帳』 半紙本綴之処

『勤方帳』 此兩帳用終帳同様宇田清帳反古紙帳ニテ作へし

右諸帳面永代之台本如是已後新調之節有来通り拵不申此調を以新調致候様在之度且此度一新二付而ハ可成丈ケ相改メ抜紙之白紙其外を以融通致し紙調之儀差略致度猶亦帳面柄ニ寄拾ケ年式十ケ年を限り備置旧帳を以年々新調ニ可用
但表紙ヒビロ仕立方差略今般帳方手元控之通已後可心得者也